

山梨県公報

第二千四百五十号

平成二十六年

九月二十二日

月曜日

目次

- 道路の供用開始(二件)……………五四五
- 道路の区域変更(三件)……………五四五
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………五四六
- 落札者の決定について(二件)……………五四六
- 国土調査の成果の認証……………五四七
- 公共測量の実施……………五四七
- 開発行為に関する工事の完了について……………五四七

告示

山梨県告示第二百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年十月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月二十二日

山梨県知事 横内 正明

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 延長(メートル) | 供用開始の期日 |
|-------|-------|--|----------|--------------|
| 県道 | 甲府韮崎線 | 甲斐市龍地字大滝六四四七番の三地先から 甲斐市龍地字大滝六四六〇番の一地先まで | 一八〇・〇 | 平成二十六年九月二十二日 |

山梨県告示第二百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年十月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月二十二日

山梨県知事 横内 正明

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 延長(メートル) | 供用開始の期日 |
|-------|-------|--|----------|--------------|
| 県道 | 甲斐中央線 | 甲斐市大下条字御岳田九六八番の三地先から 甲斐市大下条字御岳田九三三番の一地先まで | 五三・七 | 平成二十六年九月二十二日 |

山梨県告示第二百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年十月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月二十二日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 韮崎南アルプス中央線
- 三 道路の区域

| 区間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|--|---------------------------|--|-------------|----------|
| | 旧 | 新 | | |
| 南アルプス市十日市場字林間一四九一番の一地先から 南アルプス市十日市場字林間一五九九番の一地先まで | 一八・三 _一 二〇・九 | 一八・三 _一 一八・三 _一 | 六三・五 | 六三・五 |

三九・〇

山梨県告示第二百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年十月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月二十二日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 道路線名 四一一号
- 三 道路の区域

| 区 | 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|-------------------------|-------------------------|------|------|-----------------|--------------|
| | | 新 | 旧 | | |
| 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の二地先から | 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の二地先まで | 二五・二 | 三四・六 | 五五・二 | 五五・二 |
| | | 二五・二 | 四五・三 | | |

山梨県告示第二百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年十月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月二十二日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 道路線名 四一一号
- 三 道路の区域

| 区 | 間 | 旧新 | | 敷地の幅員 | 延長 |
|-------------------------|-------------------------|------|------|-------|------|
| | | 新 | 旧 | | |
| 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の二地先から | 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の二地先まで | 二五・二 | 三四・六 | 五五・二 | 五五・二 |
| | | 二五・二 | 四五・三 | | |

山梨県告示第二百六十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年九月二十二日

山梨県知事 横内 正明

- 一 指定の年月日 平成二十六年九月二十二日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市吉田字北原九百四十三番六、九百四十三番七、九百四十九番四、九百五十番七、九百五十二番六
- 三 指定道路の幅員 最大幅員六・〇メートル、最小幅員六・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長 七十二・六六メートル

公 告

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年九月二十二日

山梨県工業技術センター所長 石原 光 広

| 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の四 一〇地先から | 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の一 地先まで | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|-------------------------------|-----------------------------|------|------|-----------------|--------------|
| | | 新 | 旧 | | |
| 一〇・〇 | 二六・九 | 一〇・〇 | 二六・九 | 六四・四 | 六四・四 |
| 一〇・〇 | 三一・一 | 一〇・〇 | 三一・一 | 六四・四 | 六四・四 |

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

- (一) 名称 金属粉末造型装置（金属3Dプリンタ）
数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

- (一) 名称 山梨県工業技術センター
(二) 所在地 山梨県甲府市大津町二千九十四番地
(三) 落札者を決定した日 平成二十六年八月二十九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所

- (一) 名称 三菱UFJリース株式会社
(二) 住所 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

五 落札金額 八千三百八十三万五千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十六年七月十七日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年九月二十二日

山梨県工業技術センター所長 石 原 光 広

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

- (一) 名称 ワークステーション及び3DCAD・CGソフトウェア
数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

- (一) 名称 山梨県工業技術センター
(二) 所在地 山梨県甲府市大津町二千九十四番地
(三) 落札者を決定した日 平成二十六年八月二十九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所

- (一) 名称 株式会社JEC C
(二) 住所 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額 三千八十八万八千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十六年七月十七日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九條第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十六年九月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 調査を行った者の名称

旧南都留郡河口湖町

二 調査を行った時期

平成九年七月十六日から平成十一年三月二十三日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

旧南都留郡河口湖町大石の一部

五 認証年月日

平成二十六年九月十二日

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九條において準用する同法第十四條第一項の規定により、平成二十六年九月十日付けで山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年九月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 公共測量（一級水準測量）

二 作業期間 平成二十六年十一月一日から平成二十七年三月二十五日まで

三 作業地域 甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市及び中巨摩郡昭和町

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十六年九月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
北杜市大泉町西井出字古林八五六五の二の一部及び八五六五の五の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北杜市大泉町西井出八千五百六十五番地 J M エナジー株式会社 代表取締役社長
小林 英一